

今回対象となる飲食店営業の範囲について（案）

【 範 囲 】

物品販売に付随した営業であり、販売場の一画に区画を設けて営業する飲食店営業の中で、簡易な調理行為のみを行う施設

（ 1 ）物品販売に付随した営業であること理由

国のガイドラインを基本としている。

物品販売に付随した営業であり、簡易な調理しか行わない施設であることにより、取扱品目数、調理行為も限定されている。

（ 2 ）販売場の一画に区画（カウンターなど）を設けて営業すること理由

販売場の一画に区画を設けて営業する形態であることにより、簡易な調理行為の範囲で行われていることを第三者が容易に視認できる。

【 対象範囲の考え方 】

該当する施設	例
コンビニエンスストア	半完成品のコロケやフライドポテトを揚げて提供する施設
	完成品のおでんを鍋で加熱して提供する施設
	完成品の弁当を電子レンジで加熱して提供する施設
コンビニエンスストアと同様の営業施設 （客席の有無は問わない）	酒屋の一画で、完成品の唐揚げを電子レンジで加熱し、酒とともに提供し、その場で飲食させる施設
	食料品販売店の一画で、完成品の唐揚げや半完成品のフライドポテトを揚げて提供する施設

該当しない施設	例
物品販売に付随した営業ではない施設	スナック
	フードコート
	カラオケ
	マンガ喫茶
	インターネットカフェ
販売場との一画とはみなせない施設	スーパーマーケットのバックヤード
コンビニエンスストアであっても簡易な調理行為には該当しない施設	米の炊飯を行っている施設
	おにぎりを調理している施設
	サンドウィッチを作っている施設